

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び都道府県の要請による、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付します。

対象者

- ① 県内(政令市を除く)に本社・本店のある**中小法人・個人事業者等**
- ② 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある**酒類販売事業者(中小事業者等)**

給付要件

- ① 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年10月の月間売上が、2019年(又は2020年)の同月比で**30%以上50%未満減少**していること。
 - ②-1 酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引があり、2021年10月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)**50%以上70%未満減少**していること、(イ)**70%以上90%未満減少**していること、又は(ウ)**90%以上減少**していること。
 - ②-2 酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引がある酒類販売事業者であって、2021年9月~10月の月間売上が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比で、(エ)**15%以上30%未満減少**していること。(いずれかの月で30%以上の減少となる場合には本給付の対象外となります。)
- ※5月・6月・7月・8月・9月分の申請受付は終了しております。

給付額

- ① 法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (売上30~50%減少)
 - ② (ア) 法人 上限**20万円/月**、個人事業者 上限**10万円/月** (売上50~70%減少)
 - (イ) 法人 上限**40万円/月**、個人事業者 上限**20万円/月** (売上70~90%減少)
 - (ウ) 法人 上限**60万円/月**、個人事業者 上限**30万円/月** (売上90%以上減少)
 - (エ) 法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (2か月連続売上15~30%減少)
- ※10月分のみ申請可能です。

【算出方法】

2019年(又は2020年)10月の売上 - 2021年同月の売上

(②(ア)~(ウ)については、上記算出方法から国の支援金額を差し引いた額)

※①、②とも福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者は対象外です。

申請期間

- ① 10月分: **2021年11月1日(月)~2022年1月18日(火)**
- ② 10月分: **2021年11月1日(月)~2022年1月18日(火)**

※5月・6月・7月・8月・9月分の申請受付は終了しております。
※Web、郵送での申請となります。

問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター
電話: **0120-876-866**(平日9時~17時)
ホームページ:
<http://www.getsuijishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

給付対象イメージ図

